

同志社生協オリジナル講座実施約款 A（長期用）

第1条（適用範囲）

1 本約款は同志社生活協同組合（以下生協という）が実施する講座・セミナー（以下本講座という）に適用される契約条件を定めたものです。本約款に定めのない事項については、当該の講座受講案内及び申込書類等（以下申込書類という）の定めによるものとします。本約款を適用する講座は、生協ホームページ（<https://www.doshisha-coop.com/>）に一覧で表示します。

2 各講座に付随するオプション講座についても本規約を適用するものとします。

第2条（契約の成立）

生協が提供する講座の申込者（以下申込者という）は、本約款及び申込書類の内容を承諾の上、生協に対して受講申込書を提出し、生協がこれを受領した時点で受講契約が成立するものとします。

第3条（講座内容）

受講料の支払いや受講開始日、実施場所、受講期間・回数・形態などの役務提供の内容は、生協ホームページ（<https://www.doshisha-coop.com/>）の一覧に添付した各講座の「概要書面」にて表示します。

第4条（提供する役務の変更）

生協は、概要書面にて表示した方法で、申込者へ告知することで本講座の受講日及び実施場所、提供する役務の軽微な内容を変更することができるものとします。

第5条（クーリング・オフ）

1 契約の成立日を含む8日間は、書面により無条件に当該講座の役務提供契約の申し込みの撤回（当該契約が成立した場合は当該契約の解除）を行うこと（以下、「クーリング・オフ」といいます）ができます。

2 前項に規定する解約の効力は、契約解除の通知書面を生協へ提出、もしくは郵送した日（郵便消印日付）から生じます。

3 この場合は、申込者は違約金や損害賠償を支払う必要はありません。受講費用の全部または、一部を支払われている場合は、速やかに生協よりその金額の返還をうけることができます。

4 クーリング・オフが不実告知による誤認または威迫による困惑によって行使されなかった場合には、申込者が改めてクーリング・オフができる旨の書面を受領した日を含む8日間を経過するまでは、クーリング・オフができるものとします。

第6条（中途解約）

1 本契約の成立後であっても、申込者は書面を提出することにより本契約を中途解約することができるものとします。

2 申込者から前項の申し出があった場合、各講座について、受領済み受講費用から返金する費用については、「概要書面」に表示します。

3 返還先は申込者の指定する銀行口座への振込を原則とします。但し、申込者が未成年の場合は保護者名義の口座への返還とします。

4 申込者は出席の有無にかかわらず、実施済みの講座についての受講料の返還を請求することは出来ないものとします。

第7条（申込者の遵守事項）

1 申込者は、本講座を受講する権利を他者に譲渡することはできません。

2 申込者は、本講座に関わる教材・テキスト・データ・その他講座内で提供される物を、媒体如何に関わらず生協に無断で複製・複写・上映・販売することは一切できません。

第8条（個人情報保護）

収集した申込者の個人情報は、当組合の個人情報保護方針（https://www.doshisha-coop.com/control/webapp/data_file_im/%E3%80%87%E5%80%8B%E4%BA%BA%E6%83%85%E5%A0%B1%E4%BF%9D%E8%AD%B7%E6%96%B9%E9%87%9D_231021070319_8.pdf）に則り管理されるものとします。

第9条（撮影・録音）

1 生協は、本講座の撮影・録音を行うことができるものとします。

2 撮影・録音した画像・音声は講座事務局が管理し講座の品質向上及び普及広報のためにしようできるものとします。

3 普及広報目的の場合に限り、申込者は撮影・録音の事前に書面を提出することにより、撮影・録音した画像・音声の利用を停止することを申し出ることができるものとします。

第10条（損害賠償）

本講座の実施に際し、申込者に対して生じた負傷・盗難等の損害については、原則として生協は責任を負いません。但し、生協の責めに帰すべき事由があった場合は、当該講座の受講料を限度としてこれを賠償します。

但し、生協に故意または重大な過失があった場合はこの限りではありません。

第11条（講座の閉鎖）

1 生協は必要と認めた場合、本講座を中止することができます。

2 この場合、申込者は6条2項に準じた受講料の返還を受けることができます。その際、生協は違約金及び解約手数料を収受することはありません。

第12条（紛争の解決）

1 本約款に定める事項及び、当該契約について疑義が生じた場合は、申込者と当組合とで誠意を持って協議をし、解決するものとします。

2 本約款に定めのない事項については、民法及び関連する法令によるものとします。

3 万一、申込者と当組合とで争訟が生じた場合は、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

第13条（本約款の変更・廃止）

1 生協は、本講座の充実・合理化、利用者の便宜向上、社会経済状況の変化への対応その

他サービスの円滑な実施のための必要がある場合に、本約款を変更・廃止することがあります。

2 前項の場合、生協は本約款を変更・廃止する旨、変更後の本約款の内容及び変更・廃止の効力発生日について、変更・廃止の効力発生日までの間に次に定める方法を適宜活用して利用者への周知を図るものとします。

(1) 店舗での掲示

(2) Web サイトへの掲示

3 本約款の変更・廃止は、生協の理事会の議決によります。

第14条（施行）

本約款は2019年11月1日から施行します。